

第19回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】令和4年3月17日(木)午後1時00分

【委員】溝口委員長、林副委員長、貫野委員、谷野委員、中村委員、村田委員、森下委員、丸谷議長、野田副議長

【職員】藤原事務局長、橋本次長、日出山次長補佐、中川次長補佐兼係長

〔協議事項〕

- 1 議長選挙立候補者の所信表明の議会だより等への掲載について
 - ・各会派からの意見を集約。
 - 6月発行の議会だよりでは、これまでどおり議長・副議長就任のあいさつのみとし、8月発行の議会だよりで、候補者のマニフェスト、所信表明、選挙結果について掲載する。編集は候補者が行う。
議会ホームページには、新議長のマニフェスト、所信表明のみを掲載する。
→上記内容について、広報広聴委員会に提案する。
- 2 議会基本条例の評価及び検証について
 - ・本件は4年前の前期議会改革検討協議会からの引き継ぎ事項。
 - ・評価・検証シートの個票（案）、一覧表（案）、スケジュール（予定）を提示。（いずれも別紙）
 - ・個票は条文ごとに各会派で提出し、一覧表はそれらを取りまとめたもの。
 - ・全体を取りまとめた一覧表で議会運営委員会に報告し、承認後、議会ホームページに公開していく。
 - ・各会派の意見は、できるだけ掲載するようにしたい。
 - 評価・検証シート（案）等の内容について、各会派での確認事項とする。
- 3 議案等の部局からの事前説明について
 - ・各会派からの意見を集約。
 - 本協議会において、改めての対応は行わないこととし、本件は終了とする。
- 4 選挙公報について
 - ・選挙公報の議会ホームページへの開示について、選挙管理委員会に確認したところ、表題を選挙公報から変更すれば掲げている公約を掲載することは可能。
 - ・各会派からの意見を集約。
 - ホームページへの掲載はふさわしくないとの意見があり、合意に至らず、本件は終了とする。

○ 次回会議日程 令和4年4月21日（木）午後1時30分

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート（案）

会派名（ ）

評価項目	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>【条文の解説】</p>
取組状況	
評価	<p>A 取組は十分である B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p>
	<p>【評価理由】</p>
条文改正の必要性	<p>1 有 2 無</p>
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>
今後の取組の方向性	<p>【意見等があれば記載してください】</p>

泉大津市議会基本条例 評価・検証シート（記載例）

会派名（ ）

評価項目	情報通信技術の積極的活用	
関係条文及び条文の解説	<p>【関係条文】</p> <p>（情報通信技術の積極的活用）</p> <p>第7条 議会は、議会運営の効率化、迅速化、省資源化等に資するため、情報通信技術を積極的に活用するものとする。</p> <p>2 情報通信技術の積極的活用については、別に定めるものとする。</p> <p>【条文の解説】</p> <p>議会活動の活性化及び効率的な議会運営を図るために、情報通信技術を積極的に活用していくことを定めています。</p>	
取組状況	<p>タブレット端末を用いて、電子媒体による本会議・委員会等の運営を実施。また、カレンダーアプリを活用したスケジュールの情報共有及びメールによる各種通知を実施。</p>	
評価	A	<p>A 取組は十分である B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p>
		<p>【評価理由】</p> <p>議案書や各種計画等の電子化により、検索機能を用いて書類の中から目的のページが素早く探せるようになり、議案審議等の効率化やペーパーレス化が図られた。</p> <p>また、各種通知等をメールで行うことにより、情報伝達の迅速化が図られた。</p>
条文改正の必要性	2	<p>1 有 2 無</p> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p>
		<p>【意見等があれば記載してください】</p> <p>災害時のタブレットの更なる有効活用を望む。</p>
今後の取組の方向性		

事務局記載

各会派で記載

泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の 必要性
第1条 目的	この条例は、泉大津市議会（以下「議会」という。）及び泉大津市議会議員（以下「議員」という。）の責務及びありべき姿を明らかにするとともに、市民と議会との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。				
第2条 基本理念	議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮するために、情報公開と市民参加を原則とし、地方分権時代にふさわしい市民に身近な存在として、市民の負託にこたえらるることに、絶えずその在り方を検証し、改革に努めるものとする。				
第3条 議員のあるべき姿	議員は、議会を構成する一員として、本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査を行うとともに、必要に応じ、議案の提出を行うものとする。 2 議員は、市民の多様な意見を市政に適切に反映させるため、市政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて市長等に対し、資料の提出や説明を求めることができるものとする。 3 議員は、その活動について市民への広報に努めなければならない。 4 議員は、その資質の向上に向け、不断の研さんに努めなければならない。				
第4条 会派	議員は、市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。				
第5条 議会のありべき姿	議会は、透明性及び公正性を確保し、市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。 2 情報の公開の推進については、別に条例の定めるところによる。				
第6条 適切かつ効果的な議会運営	議会は、その機能を最大限に発揮するため、議案の審議等に当たり、適切かつ効果的な議会運営に努めなければならない。 2 定例会の回数については、別に条例の定めるところによる。				

泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の必要性
第7条	<p>情報通信技術の積極的活用</p> <p>議会は、議会運営の効率化、迅速化、省資源化等に資するため、情報通信技術を積極的に活用するものとする。</p> <p>2 情報通信技術の積極的活用については、別に定めるものとする。</p>				
第8条	<p>定数</p> <p>議会は、議員の定数について、市民の意思を市政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p> <p>2 議員の定数については、別に条例の定めるところによる。</p>				
第9条	<p>自由な議論の場の設置</p> <p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な議論の場を設置すること等により、議員間の意思疎通の円滑化に努めなければならない。</p> <p>2 議員間討議の詳細については、別に定めるものとする。</p>				
第10条	<p>政策討論会の開催</p> <p>議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を持ち、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。</p> <p>2 政策討論会の詳細については、別に定めるものとする。</p>				
第11条	<p>調査機関等の設置</p> <p>議会は、その活動に関して必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査又は審査のための機関を置くことができる。</p>				
第12条	<p>政務活動費</p> <p>会派は、議会の役割及び議員の職務を十分に認識した上で、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けすることができる。</p> <p>2 政務活動費の交付については、別に条例の定めるところによる。</p>				
第13条	<p>市民と議会の関係</p> <p>議会は、市民の意見を聴く機会を設けるなど、市民が議会の活動に参画する機会の確保を図り、市民の意思を市政に反映することができるよう努めるものとする。</p>				
第14条	<p>意見交換会の開催</p> <p>議会は、前条の趣旨に基づき、その一環として課題を共有し、解決に向けて意見集約を図れるよう、市民との意見交換会を開催するものとする。</p> <p>2 意見交換会の詳細については、別に定めるものとする。</p>				

泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の必要性
第15条	<p>請願及び陳情</p> <p>議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案又は意見と位置づけ、適切に処理するものとする。</p> <p>2 議会は、審議等が必要がある場合は、当該請願及び陳情者の意見を聴く（以下「意見陳述」という。）機会を設けることができる。</p> <p>3 意見陳述の詳細については、別に定めるものとする。</p>				
第16条	<p>広報広聴機能の充実</p> <p>議会は、議会に対する市民の多様な意見を常に把握するとともに、議会だよりやインターネット等の多様な媒体を用いて、又は市民に直接呼びかけを行うなど市民への情報提供に努めるものとする。</p>				
第17条	<p>次世代への取組み</p> <p>議会は、政治参加への環境を整えるため、小中学校への出前講座を開催するとともに、子ども議会等の開催に向けて積極的に関係機関と連携を図り、協力をなものとする。</p> <p>2 出前講座、子ども議会等の詳細については、別に定めるものとする。</p>				
第18条	<p>監視機能の充実</p> <p>議会は、市長等の事務の執行について、調査及び監視をする責務を有する。</p> <p>2 議会は、会議における審議等を通じ、市民に対し、市長等の事務の執行についての評価を明らかにするものとする。</p>				
第19条	<p>一問一答方式</p> <p>本会議における一般質問及び委員会における質疑は、論点及び争点を明確にするために、一問一答方式とすることができる。</p>				
第20条	<p>本会議での反問権の保持</p> <p>市長等は、本会議における議員の一般質問及び質疑に対して、趣旨を確認し、論点を整理する目的に限り、議長の許可を得て反問することができる。</p> <p>2 反問権の詳細については、別に定めるものとする。</p>				
第21条	<p>市長による政策等の形成過程の説明</p> <p>議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等について、それらの必要性を判断するため、及び市民への分かりやすい公開のため、市長に対して背景、経緯、市民参加、総合計画との接点、財源、効果等の説明を求めるとする。</p> <p>2 形式、詳細については、別に定めるものとする。</p>				

泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の必要性
第22条 予算及び決算 における政策 説明資料の作 成	議会は、予算案及び決算を審査するに当たり、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。				
第23条 政策立案及び 政策提言	議会は、議員提案による条例の制定等あらゆる機会を通じ、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。				
第24条 基本的な計画 の議決	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により他の条例に議会が議決すべき事件と定めのあるものを除くほか、市政の全般又は各分野における政策又は施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画のうち特に重要なものの策定、変更（軽微なものを除く。）及び廃止は、同項の規定による議会の議決すべき事件とする。				
第25条 災害発生時の 議会の対応	議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長等と連携し、災害対策の対応に努めるものとする。 2 災害発生時の議会の対応については、別に定めるものとする。				
第26条 議員の政治倫 理	議員は、市民の代表として、良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律するとともに、常に品位の保持に努めなければならない。				
第27条 議員研修	議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上と、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。 2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深め、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、この条例に関する確認を議員全員で行うものとする。				
第28条 議会事務局の 機能強化	議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。				

泉大津市議会基本条例評価・検証シート

〈評価：A「取組は十分である」、B「概ねできている」、C「さらなる取組が必要」、D「取組が極めて不十分」〉

条文		取組状況（令和元年度～令和4年度）	評価	今後の取組の方向性	改正の必要性
第29条 この条例の位置付け	この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会についての他の条例等を制定又は改廃をするときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。				
第30条 この条例の評価及び検証	議会は、議員の任期期間中に、この条例の目的が達成されているかどうかの評価及び検証を行い、その内容を公開しなければならない。				
第31条 この条例の見直し	議会は、社会情勢の変化、市民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。				

